

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

| 条例又は規則名及び条項 | 処分の概要 | 担当課名 |
|------------------------------------|----------------|-------|
| 盛岡市自転車等駐車場条例(昭和 58 年条例第 24 号)第 6 条 | 自転車等駐車場の使用の許可等 | 交通政策課 |

1 審査基準は、次のとおりとする。

駐車場の使用が、次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) (1)、(2)に掲げるもののほか、駐車場の管理上適当でないとき。

2 市長は、駐車場の管理上必要があると認めたときは、許可に条件を付することができる。

3 標準処理期間は、1日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。